

放送を巡る諸課題に関する検討会
取りまとめ案起草委員会

報告書

新たな時代の公共放送

参考資料(案)

平成30年6月6日

目次

○NHKのインターネット活用業務の在り方の見直し関連……………	P1
○国民・視聴者の信頼を確保するためのNHKのガバナンス改革関連……	P17

NHKのインターネット活用業務の在り方の見直し関連

試験的提供Bの一般向け調査の調査仕様 <平成27～29年度>

- 今年度の試験的提供Bは、調査相手の募集段階からNHKの同時配信実験であることを明示した
- 実験期間前の事前ログイン依頼や、期間中のメール・アプリでの番組案内の配信など、積極的な周知施策を行った
- 上記は、実際のサービスに近づけて周知を行った場合の利用状況を把握するため実施したもの
- また、動画サービスとしての利便性向上を図ったため、29年度と28年度では、アプリ等の仕様が異なる

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
期間/提供時間			2週間 / 1日16時間以内	3週間 / 1日16時間以内	4週間 / 1日20時間以内
実験概要	チャンネル	総合	○	○	○
		Eテレ	—	○	○
	視聴形態	同時	○	○	○
		見逃し	—	○	○
		早戻し	—	—	○
調査相手	対象地域・年代		関東 20-69歳男女	関東 20-69歳男女	全国 16-69歳男女
	受信契約		受信契約者のみ	受信契約者のみ	受信契約者に限定しない
	サンプル数		957	4,999	5,400
募集時の説明内容			メディア利用状況の調査として募集	メディア利用状況の調査として募集	NHKの同時配信実験として募集
周知施策	事前確認依頼		依頼せず	依頼せず	サイトまたはアプリでの事前ログインを依頼
	メール配信		実施せず	週に1回に実施	週に2～3回実施
	アプリ（プッシュ通知）		実施せず	1日1回実施	毎日複数回実施

【参考】

利用率 (1秒以上利用した人)	8.9%	11.0% (同時配信 6.0%)	59.5% (速報値) (同時配信 59.0%)
--------------------	------	----------------------	-----------------------------

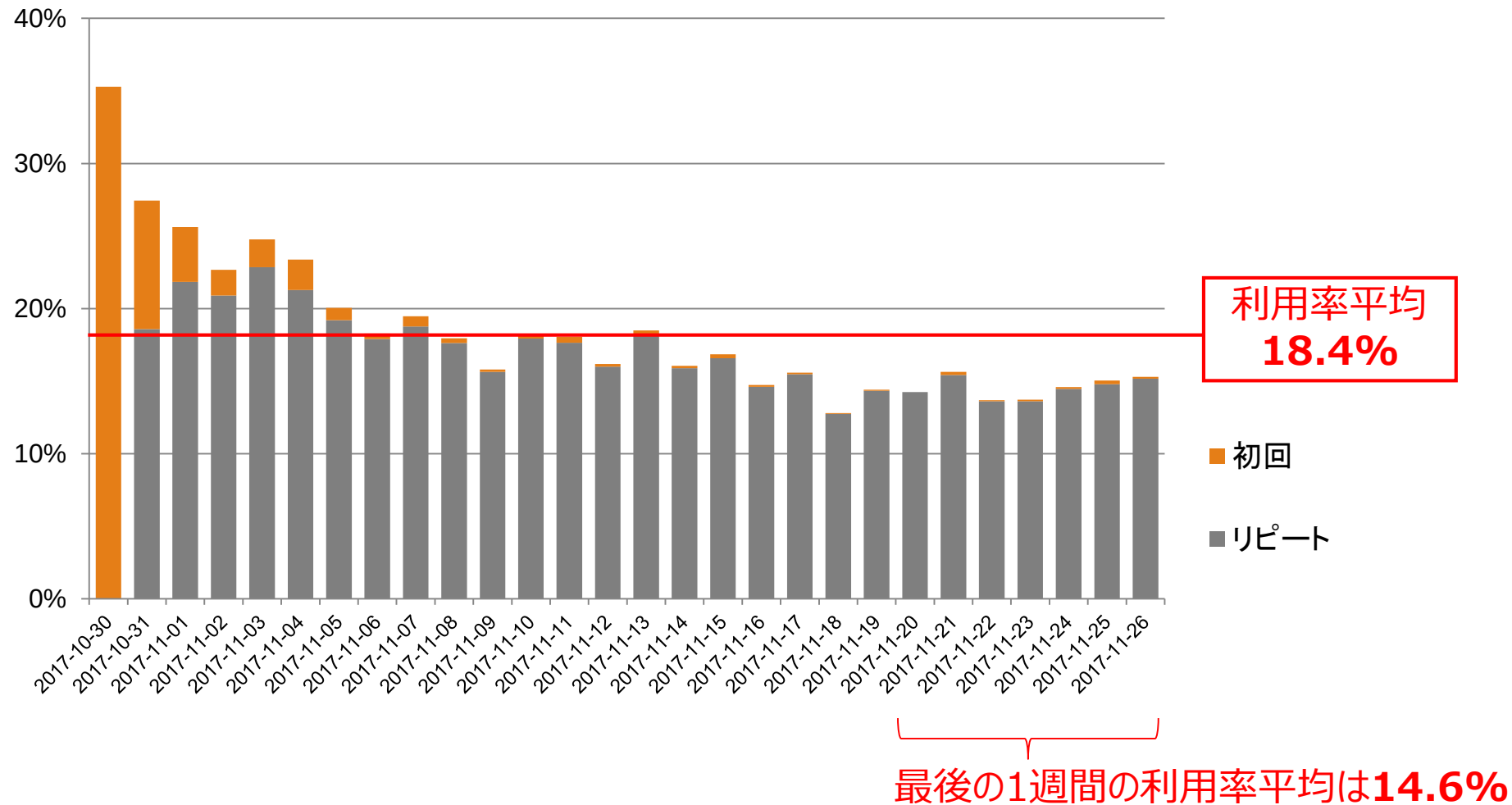
一般向け調査の性別・年代・テレビ保有別の利用率【速報値】

一般向け調査：性別・年代・テレビ保有別の利用率

属性		サンプル数	利用率			
			サービス全体	同時配信	見逃し配信	早戻し
全体		5400	59.5%	59.0%	53.9%	20.1%
性別	男性	2709	61.3%	60.9%	55.2%	19.7%
	女性	2691	57.6%	57.2%	52.7%	20.5%
年代別	10代(16-19歳)	380	37.9%	36.3%	36.1%	11.1%
	20代	761	49.3%	48.5%	45.7%	13.8%
	30代	972	61.1%	60.5%	57.0%	18.3%
	40代	1157	63.4%	63.2%	57.2%	22.4%
	50代	977	65.8%	65.7%	57.9%	26.3%
	60代	1153	62.5%	62.4%	56.0%	21.2%
テレビ保有別	テレビ保有	5250	59.7%	59.3%	54.2%	20.2%
	テレビ非保有	150	51.3%	51.3%	46.7%	18.0%

一般向け調査の「同時配信」利用率(初回・リピート別)【速報値】

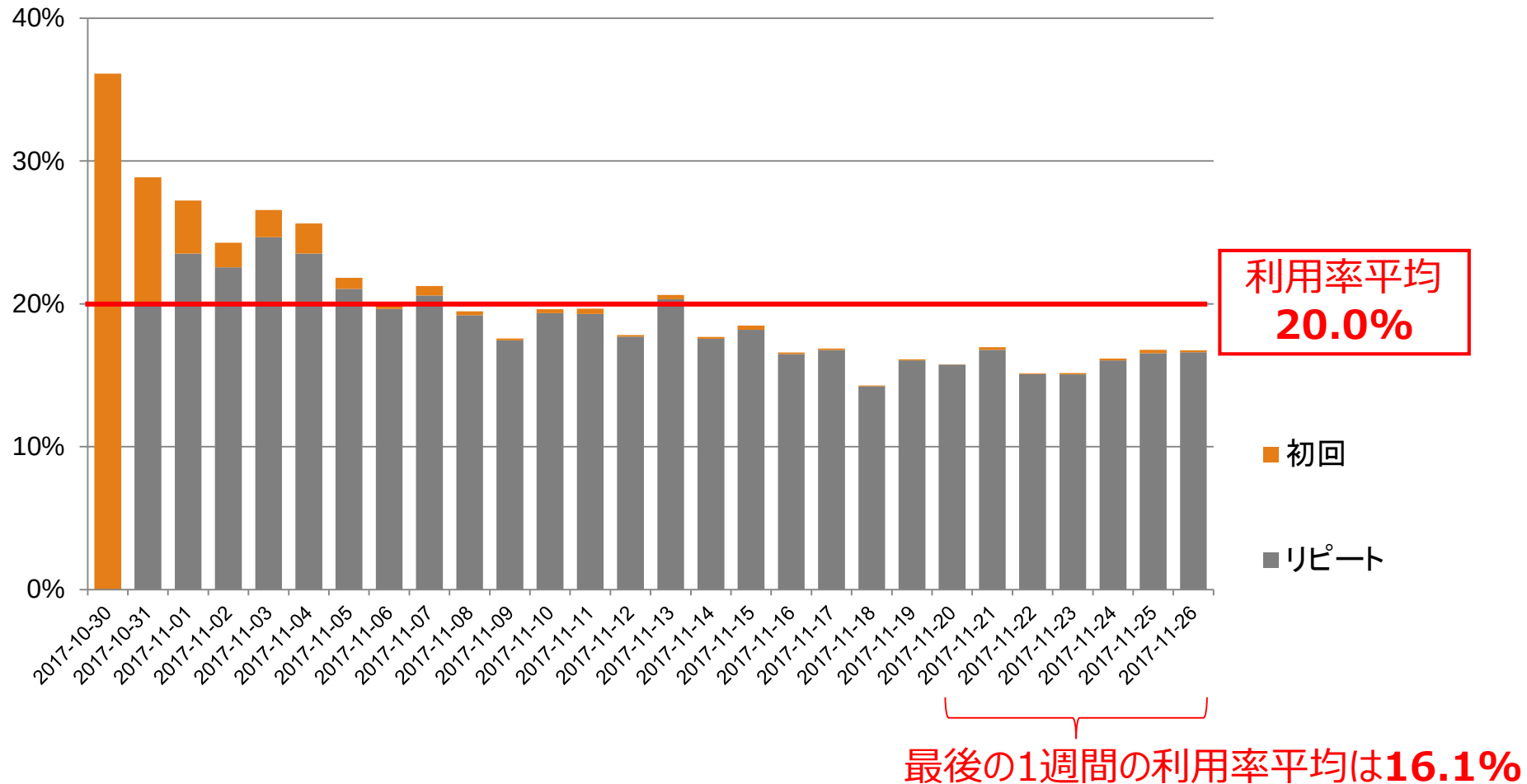
同時配信利用率の推移(初回・リピート別)



一般向け調査の「サービス全体」利用率(初回・リピート別)【速報値】

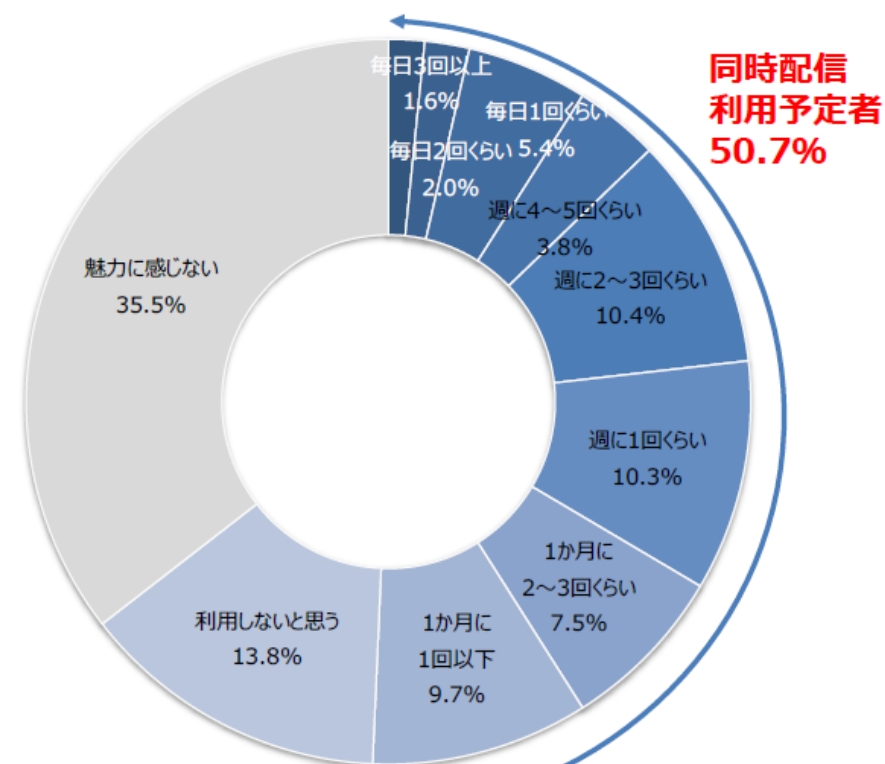
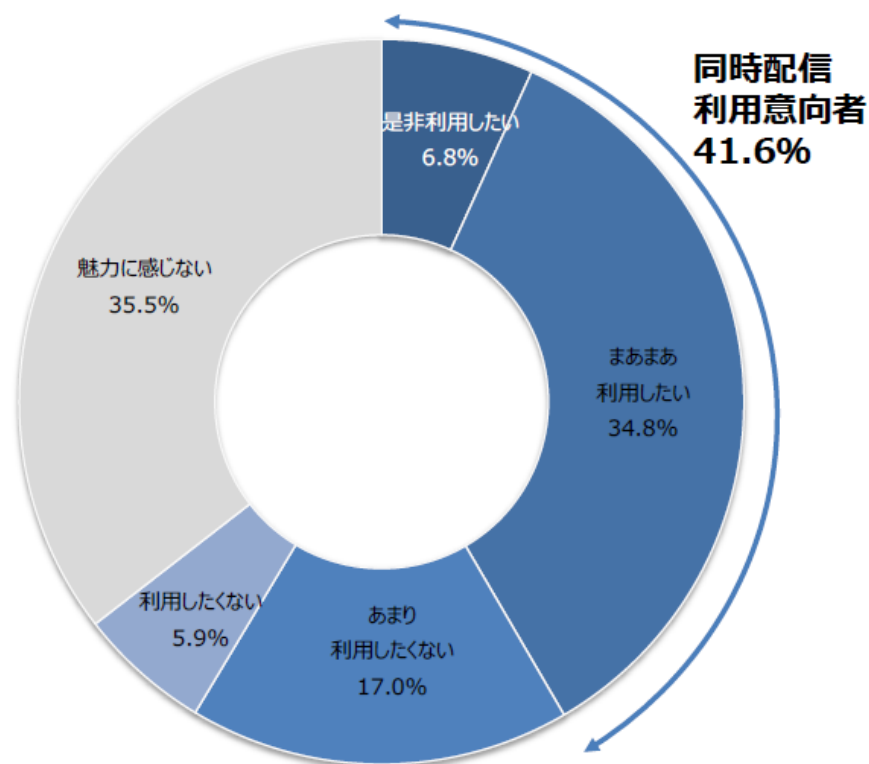
サービス利用率の推移(初回・リピート別)

n=5,400



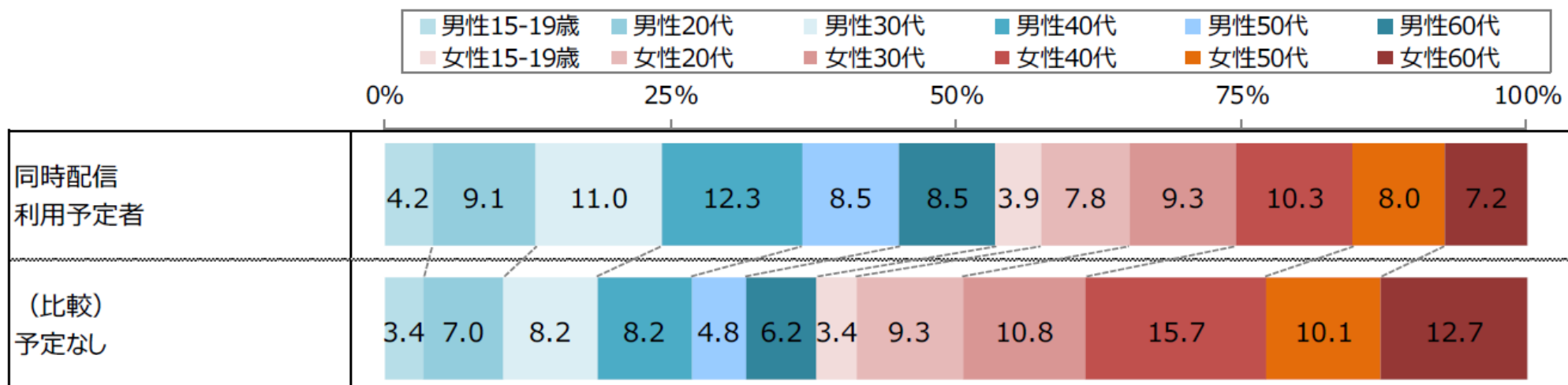
同時配信の利用意向／利用予定頻度

- 同時配信に魅力を感じ、利用意向がある人は全体の41.6%。
- 利用意向は問わず、実際に利用予定頻度が想定できる人は全体の50.7%。
⇒今後この層を「**同時配信利用予定者**」と定義する。



同時配信利用予定者の構成

- 同時配信利用予定者の性年代構成をみると、男性、特に30～40代に多い。
- 同時配信利用予定者には有業者が多く、宅外でもテレビ視聴の可能性を確保する手段として魅力的と考えられる。



- 米国や欧州では、既に放送事業者やインターネット事業者が、同時配信＋見逃し配信を提供。
- 米国では、ケーブルテレビ加入者向けに4大ネットワークなどの同時配信＋見逃し配信を提供。2015年から多チャンネルの同時配信を有料で提供するインターネット事業者が出現し、2017年にはGoogle(YouTube)も参入。
- 英国では、BBCや民放が2006年から無料で同時配信＋見逃し配信を提供し、2013年には、各放送事業者のサービスを束ねて提供する事業者が登場。フランスにおいても、フランス・テレビジョンや民放が2011年から同時配信＋見逃し配信のサービスを提供するとともに、束ねるサービスを提供する事業者も現れている。

米国



- 2013年から地上4大ネットワーク(NBC,CBS,ABC,FOX)が順次ケーブル加入者向けに同時配信＋見逃し配信を提供
- 2015年から多チャンネルの同時配信を有料で提供するサービスが登場。
※Dish(Sling TV 2015年開始)、AT&T(DirecTV Now 2016年開始)
Google(YouTube TV 2017年開始)、Hulu(Hulu Live TV 2017年開始)

英国



- 2006年からBBCや民間地上放送(Channel 4、ITV)が、順次無料で同時配信＋見逃し配信を提供
※BBC(iPlayer 2007年開始): 約800万回視聴/日
Channel 4(All4 2006年開始)及びITV(ITV Hub 2007年開始): 1,000万以上の利用者登録
- 2013年から地上放送や娯楽・音楽・ニュース・通販等の専門チャンネル等系79チャンネルの同時配信を無料で提供するサービスが登場。
※ Simplestream (TVPlayer): アクティブユーザ数は 100万人超

フランス



- 2011年からフランス・テレビジョンや民間地上放送(TF1、M6)が、順次無料で同時配信＋見逃し配信を提供
※M6(6play 2012年開始): 1億2000万回視聴/月
- 2016年から地上放送の同時配信＋見逃し配信を無料で提供するサービスが登場。
※ Molotov: サービス開始から半年で利用者数が100万人超

		英国 	仏国 	独国 	伊国 	韓国 	(参考) 日本 
公共放送		BBC	フランステレビジョン	ARD、ZDF	RAI	KBS	NHK
同時配信	実施状況	○	○	○	○	○	△ 試験的提供等
	料金	無料	無料	無料	無料	無料	無料
	財源	受信許可料	公共視聴覚負担金 広告料	放送負担金 広告料	受信料 広告料	受信料 広告料	受信料
見逃し配信	実施状況	○	○	○	○	○	○
	料金	無料	無料	無料	無料	無料 (高画質は有料)	有料 (一部無料)
	財源	受信許可料	公共視聴覚負担金 広告料	放送負担金	受信料 広告料	受信料、広告料 サービス対価	サービス対価
VOD	実施状況	—	○	○	○	○	○
	料金	—	有料	無料	無料	無料 (高画質は有料)	有料 (一部無料)
	財源	—	サービス対価	放送負担金	受信料 広告料	受信料、広告料 サービス対価	サービス対価

※BBCの有料VODサービス“BBC Store”は2017年11月にサービス終了

NHKの地域放送の実施状況

○ NHKでは、各放送メディアごとに、それぞれの放送対象地域に応じて「地域放送」を実施している。

※ 基本的に各放送対象地域において一つの放送局が実施しているが、北海道、福岡県など、複数の放送局が実施しているケースもある。

これらの放送局は「親局」ではなくいわゆる「演奏所付き中継局」により実施している。

※ 「地域放送」には、拠点局がブロック向けに発信する「ブロック放送」と、拠点局を含む各放送局が放送対象地域向けに発信する「単域ローカル放送(広域放送、県域放送等)」がある。

	NHK総合	NHKラジオ第1	NHK-FM
放送対象地域数	44地域 (広域1地域、県域43地域)	34地域 (広域3地域、県域31地域)	47地域 (県域47地域)
地域放送実施局数	51放送局 各放送対象地域の「親局」を管轄する44局に加え、 ・北海道の6局が各支庁向けの地域放送を実施。 ・北九州局が福岡県東部向けの地域放送を実施。	42放送局 各放送対象地域の「親局」を管轄する34局に加え、 ・北海道の6局が各支庁向けの地域放送を実施。 ・近畿広域圏内の大津局が滋賀県向けの地域放送を実施。 ・北九州局が福岡県東部向けの地域放送を実施。	54放送局 各放送対象地域の「親局」を管轄する47局に加え、 ・北海道の6局が各支庁向けの地域放送を実施。 ・北九州局が福岡県東部向けの地域放送を実施。

※ 「NHK教育」及び「NHKラジオ第2」については、放送対象地域数が「1」の全国放送。

ラジオ番組のインターネット配信（「らじる★らじる」及び「radiko」）

◇ らじる★らじる

○ 提供内容

NHKラジオ第1(R1)、ラジオ第2(R2)、FMの3ch(同時配信)。

○ 提供する番組

平成23年サービス開始時は、R1・FMは、東京の地域放送番組を、R2は全国放送の番組の提供を開始。

平成25年には、R1・FMは、東京に加え、仙台、名古屋、大阪の4地域の地域放送番組の提供を開始。

平成28年には、R1・FMは8地域(札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、松山、福岡)の地域放送番組の提供を開始。

◇ radiko

平成29年のNHK・民放連のラジオ共同キャンペーンの一環として、NHKのラジオ番組(ラジオ第1・ラジオ第2・FM)を、radikoを通じ、地域制限を設け、国内数力所の地域向けに、当該地域でのみ聴取可能な番組の同時配信・見逃し配信を実施(※)。平成30年度において、配信地域を全国に拡大。

※ 実施基準の変更(平成29年7月12日総務大臣認可)に基づくもの。

テレビ番組のインターネット配信の試験的提供

○ 平成27、28年度の試験的提供Bでは、関東広域圏(東京・神奈川・埼玉・千葉)の放送を配信。

○ 平成29年度の試験的提供Bでは、上記に加えて、大阪局及び静岡局の地域放送の配信及び地域制限の実証を実施。

(参考7) NHKオンデマンドのサービス内容及び 放送番組等有料配信業務勘定の事業収支の推移

NHKオンデマンドのサービス内容

○見逃し番組

「大河ドラマ」や「連続テレビ小説」などNHKが放送している人気番組を、放送から14日間程度、単品または「見逃し見放題パック」で配信

○ニュース番組

「NHKニュース7」や「ニュースウォッチ9」等のニュース番組を放送から1週間程度、「見逃し見放題パック」で配信

○特選ライブラリー

過去の名作ドラマや大型ドキュメンタリー番組などNHKの豊富な映像資産を単品または「特選見放題パック」で配信

(消費税込)

提 供 番 組	販 売 形 態	
	単 品	見放題パック
見 逃 し 番 組	108円～324円	見逃し見放題パック 月額972円
ニ ュ ー ス 番 組	—	
特 選 ラ イ ブ ラ リ ー	108円～324円	特選見放題パック 月額972円

(出典) 平成30年度収支予算と事業計画の説明資料(日本放送協会)より作成

放送番組等有料配信業務勘定(※)の事業収支の推移

(億円)

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
事業収入	0.4	2	5	9	13	18	18	20	22	22	22
事業支出	13	24	23	23	24	17	16	19	20	22	21
事業収支差金	△13	△21	△18	△14	△11	1	2	0.6	1	0.1	0.2
決 算 値										予 算 値	

※インターネットを通じて一般の利用者に有料で配信するNHKオンデマンドの業務及びビデオオンデマンド事業者へ番組等を有料で提供する業務に係る勘定

(出典) 日本放送協会予算及び決算資料より作成

NHK・民放連共同ラジオキャンペーンの実施

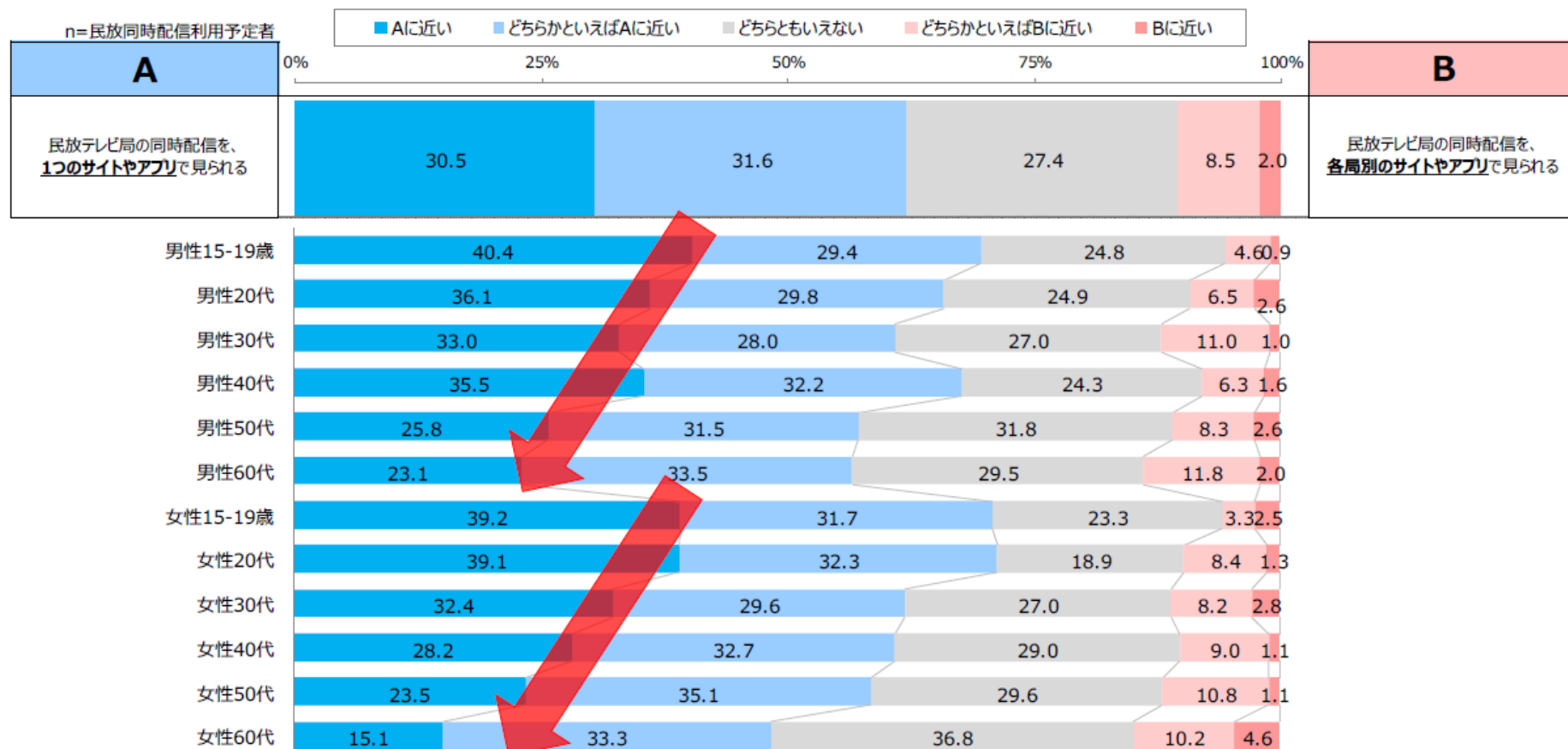
- 平成29年のNHK・民放連のラジオ共同キャンペーンの一環として、NHKのラジオ番組(ラジオ第1・ラジオ第2・FM)を、radikoを通じ、国内数カ所の地域向けに、当該地域でのみ聴取可能な番組の同時配信を実施
- ・配信地域: 関東広域(1都6県)、宮城県、広島県、愛媛県、福岡県
 - ・配信期間: 平成29年10月2日～平成30年3月30日
 - ・配信対象: NHKラジオ第1、NHKラジオ第2、NHK FM
 - ・配信方法: 同時配信のみを実施し、「タイムフリー」(聴き逃し配信)及び「エリアフリー」(地域を越えた全国配信)は実施しない。
- 平成30年度において、配信地域を全国に拡大

「らじる★らじる」と「radiko」の経緯

らじる★らじる	radiko
H23. 9. 1～ 「らじる★らじる」のサービス開始 (○ R1・FM → 東京の地域放送番組 ○ R2 → 全国放送の番組)	H22. 12 「radiko」のサービス開始
H25. 5. 27～ 東京に加え、仙台、名古屋、大阪の4地域の地域放送番組の提供開始。 (○ R1・FM → 仙台、東京、名古屋、大阪の地域放送番組 ○ R2 → 全国放送の番組)	H26. 4～ 「radiko.jpプレミアム(エリアフリー聴取)」のサービス開始
H28. 9. 1～ 提供する地域放送番組を8地域に拡大 (○ R1・FM → 札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、松山、福岡の地域放送番組 ○ R2 → 全国放送の番組)	H28. 10～ タイムフリー聴取、シェアラジオ開始
	(NHKのラジオ番組の配信) H29. 10. 2～H30. 3. 30 NHK・民放連共同ラジオキャンペーン H30. 4. 12～H31. 3末 配信地域を全国に拡大

1.民放キー5局で共同実施の場合と個別局ごと実施の場合の評価

- 共同サイトでの配信に親和性を感じる人が計6割に上り、各局別サイトを好んだのは計1割に留まった



視聴環境の変化

- 視聴デバイスの変容や若者を中心としたテレビ離れ・・・スマートフォンの普及、テレビの4K化とネット接続の拡大、テレビ行為者率・視聴時間・テレビ保有率の減少
- 動画配信サービスの拡大・多様化・・・動画配信市場の参入拡大(Hulu、Netflix、amazon、DAZN等)、4Kコンテンツの提供
- ※同時配信を行った場合の視聴時間の試算例：同時配信のみ→7.4分/日、同時配信と見逃し配信の組み合わせた場合→13.3分/日(同時配信6.6分/日、見逃し配信6.7分/日)

諸外国の動向

- 米国(2010年代)、欧州(2000年代半ば)では、見逃し配信と組み合わせて展開。多チャンネルサービスも出現(YouTubeTV(米)、TVplayer(英))

放送サービスの高度化の方向性

- 放送コンテンツの視聴機会を高める観点から、放送事業者によるテレビ・モバイル・PCへのネット配信の拡大を期待。
(視聴時間・場所の拡大、災害時等における情報伝達手段、4K・8Kコンテンツの製作・流通拡大)
- ネット配信の拡大に伴い、視聴データを活用した番組レコメンドやターゲティング広告など、新たなサービスの展開にも期待。

同時配信の実施にあたっての課題

地方の放送事業者を含めた
多くの放送事業者が参画可能な環境整備

大容量のトラフィックが発生した場合の
通信ネットワークに対する負荷

放送コンテンツの二次利用の進展
に対応した製作・流通の確保

モバイル同時配信に関する検討

配信機能の共同開発・運用
複数局の共同開発・運用により字幕、災害情報、
地域制御等の開発・運用コストを低減
217百万円/年

10局が共同利用

36百万円/局

課題：共同開発すべき機能及び方式の決定

同時配信で発生する通信量の推計

- ①複数局によるCDN※の単一契約により配信コストを低減
対1000万人の年間配信コスト※
140百万円/局(単価7円/GB)
- ②アクセス集中時の通信ネットワークへの影響
を分析し、安定的な運用を確保
(特に災害やスポーツイベント時の視聴ピーク分析)

10局単一契約による
ディスカウント(GB単価：7円→3円)

60百万円/局

※一人当たり平均7.4分/日と想定して試算

課題：放送局が本格的に同時配信を行う場合のトラフィック需要や変動の推計

複数の放送事業者が連携した実証事業により、以下の検討を進めることが必要

- (1)「災害情報配信」、「字幕表示」、「地域制御」など配信機能の提供方式及び技術仕様の策定
- (2) 同時配信が本格化した場合に想定されるトラフィック需要(①総量及び②ピーク量)の推計
- (3) 配信機能を共同利用する場合の放送局設備の改修コストの算定(データ形式等の標準化対応)

テレビ向け4K同時配信に関する検討

- ハイブリッドキャストを活用した4K同時配信に関し、地方の放送事業者が参画する実証事業を早急に進め、規格・推進団体を中心として、放送事業者が運用しやすくなるような必要な情報(製作・配信方法等)や運用ガイドラインを整備
- 放送事業者と番組製作会社の関係団体等による民間ベースによる対話・情報共有の場(放送コンテンツ適正取引推進協議会)を設置し、取引ルールの周知・浸透を図る
- 放送や放送後のネット配信における実務上の運用手続を参考にしつつ、具体的な同時配信の展開手法やサービス内容を踏まえ、権利処理の手続を整理し、具体的な課題を抽出した上で、課題に対応するための権利処理方法の形成について検討

放送コンテンツの製作・流通に関する検討

(参考11) 放送法第20条第2項及び第3号の業務の実施基準の認可に係る審査ガイドライン(抜粋)

■ 放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の認可に係る審査ガイドライン

第3 実施基準の認可基準その他の関連条文の解説

1. 法第15条の目的達成に資すること(法第20条第10項第1号関係)

本号は、インターネット活用業務が、法第15条で規定されている協会の目的の達成に資する公共放送としての協会が行う業務として、適切なものとなっていることを認可の基準とするものである。また、公共放送としての協会が行う業務として適切か否かを審査するに当たっては、民間部門といわずに競合する業務を行うものでないか、市場の競争を阻害しないか、といった点についても、業務の性質に応じて一定程度勘案するものである。

第4 インターネット活用業務のうち2号業務の審査項目

1. 法第15条の目的達成に資すること(法第20条第10項第1号関係)

② 市場の競争を阻害しないこと

協会が保有している経営資源(受信料財源、職員、放送番組等)を流用し、同種のサービスを行う民間競合事業者よりも不当に有利な条件で提供する等、民間部門との公正な競争を阻害するようなものでないことが必要である。また、民間で既に実施されている同種サービスの市場の規模、シェア等を勘案して、インターネット活用業務が市場の競争を阻害するようなものとなっていないことが必要である。

第5 インターネット活用業務のうち3号業務の審査項目

1. 法第15条の目的達成に資すること(法第20条第10項第1号関係)

② 市場の競争を阻害しないこと

国民・視聴者の信頼を確保するための NHKのガバナンス改革関連

情報公開の現状

＜NHKがインターネットで公開している主な経営情報等＞ * 赤字は放送法で公表が義務付けられているもの

経 営	・定款 ・経営委員会議事録 ・理事会議事録 ・NHK経営計画 ・収支予算、事業計画及び資金計画 ・四半期業務報告 ・業務報告書、監査委員会の意見書 ・財務諸表、監査委員会の意見書、監査報告書 ・連結財務諸表、監査報告書 ・役職員の服務準則 ・役職員の報酬・給与等の支給基準 ・放送局の目標(全国の放送局が掲げる年度毎の目標と重点的に取り組むポイント) 等
関連団体 (子会社等)	・関連団体運営基準 ・NHKと関連団体との取引一覧表(毎年度) ・子会社・関連会社の役員一覧 ・関連団体による財政貢献(子会社からの配当額、副次収入額) ・外部監査法人による「関連団体業務運営状況調査」の結果 ・関連団体事業活動審査委員会の活動結果 ・NHKグループネット(関連団体各社の会社情報にリンク)
契約・業務委託	・経理規程 ・契約情報の公表(競争入札・企画競争等・随意契約) ・随意契約の適正化(随意契約見直し計画、フォローアップ、NHKと外部(関連団体を含む)との契約の状況) ・業務委託基準 ・業務委託契約要領 ・番組制作の委託取引に関する自主基準
放 送	・番組基準 ・NHK放送ガイドライン2011 ・放送番組審議会議事概要 ・放送番組編集の基本計画・編成計画 ・放送法第20条第2項第2号および第3号の業務の基準 ・NHKインターネットガイドライン ・インターネットサービス実施計画 ・インターネット活用業務審査評価委員会の実施状況 等
受信料	・放送受信規約 ・放送受信料免除基準 ・受信料の推計世帯支払率(全国・都道府県別) 等
その他	・情報公開の実施状況 ・情報公開基準・規程 ・視聴者対応報告 ・NHK視聴者ふれあい報告書 等

- ・子会社等に関して、NHKの「業務報告書」において、事業概要や従業員数、NHKの出資比率、取引額等を記載しているほか、子会社、関連会社からの外部出資先のうち 議決権保有割合3%以上の会社についても記載している。【日本放送協会平成26年度業務報告書 124-130ページ】
- ・子会社等自身では、法で定められた開示事項(決算公告、会計監査人の監査(大会社)、決算書の据え置き(公益法人等))に加え、ホームページ上で経営情報(会社概要、役員の状況、株主構成、財務情報等)の掲載や事業報告書等で役員報酬の総額を公開している。
- ・NHK情報公開制度の基準では、情報提供の範囲を「NHKの事業活動全般にわたる情報(子会社等に関する情報を含む)」と定め、子会社等に関する情報についても 提供することを明記している。
- ・子会社等に関する情報開示の求めがあった場合、NHKが保有する文書については、当該子会社等の権利、競争上の地位その他事業の遂行を妨げるおそれのない限りは開示することとしている。

第1 目的

行政機関情報公開法は、主権者たる国民に対する政府の説明責務が全うされるようにすることを目的としている。特殊法人等情報公開法も同様に、政府の国民に対する説明責務が全うされるようにすることを目的とする。

第2 対象法人

前記第1の目的を達成するためには、国民に対し、政府の諸活動についての説明責務を自ら有する法人を特殊法人等情報公開法における対象法人とする必要がある。

政府の諸活動は、行政機関のみならず、様々な主体と方法により実施されている。それらの主体のうち、政府の一部を構成すると見られるものは、行政機関と同様に、その諸活動について国民に対する説明責務を自ら有するものである。(略)

判断基準の考え方は、次のとおりである。

1 特殊法人、独立行政法人又は認可法人であって、設立法において、理事長等の法人の業務執行に関する最高責任者を大臣等が任命することとされているもの又は当該法人に対し政府が出資できることとされているものは、対象法人とする。すなわち、これらの法人は、設立法が、その組織・制度の最も根幹的な要素に政府が直接参画・関与することを規定していることから、政府の一部を構成すると見られ、政府の説明責務を自ら負う法人と考えられる。

2 以下の法人は、1の一般的判断基準にかかわらず、設立法の趣旨から、次のとおり取り扱うこととする。

(4) 日本放送協会

日本放送協会は、全国あまねく受信できるように豊かで良質な放送番組による国内放送等を行うものとして、放送法(昭和25年法律第132号)に基づき設立されている。放送法では、同協会の放送について、一般放送事業者の放送と同様に「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること」とされ、また、同協会の放送が、受信者の契約による受信料の収入により維持することとされていることの趣旨から、同協会は、政府の諸活動としての放送を行わせるために設立させた法人ではないと理解され、対象外とする。

以上のように、同協会については、特殊法人等情報公開法における対象法人としないが、受信契約強制によって受信料を支払う立場にある受信者に対し、関連事業に対する出資等の状況を含め、その財務及び業務運営の実態を一層明らかにし、受信者からの情報入手の要請に適切に応えることができる仕組みを構築することが重要と考える。

したがって、政府と同協会は、子会社等との連結を含む財務及び業務運営の実態についての情報提供制度や求めに応じて情報を開示する制度の整備について検討することが求められる。また、求めに応じて情報を開示する制度を検討するに当たっては、請求者が同協会の開示・不開示等の判断に不服がある場合に、第三者による中立的な判断を加味する仕組みを検討することが適当と考える。

○放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議(平成28年3月21日衆議院総務委員会)

政府及び日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一～五 (略)

六 協会は、その事業運営が受信料により支えられていることを十分に自覚し、適正な執行を行うとともに、国民・視聴者に対するサービスの低下を招かないよう配慮しつつ、業務の確実な実施及び更なる効率化等の取組を適切に行い、収支予算、事業計画及び資金計画の確実な達成に努めること。また、子会社等との取引における透明性・適正性を確保し、適切な還元を推進すること。

七 協会は、その運営が受信料を財源としていることを踏まえ、経営委員会及び理事会等における意思決定に至る過程や財政運営上の規律、不祥事に伴う処分、子会社等の運営の状況、調達に係る取引等のほか、新放送センターの建設計画について、国民・視聴者に対し、情報を十分に開示し、説明を尽くすこと。

また、経営委員会及び協会は、議事録の作成に関し、議論や案件の経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう努めること。

八～十二 (略)

○放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議(平成28年3月30日参議院総務委員会)

政府及び日本放送協会は、協会に対する国民・視聴者の信頼に基づき、公共放送の使命を全うできるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一～五 (略)

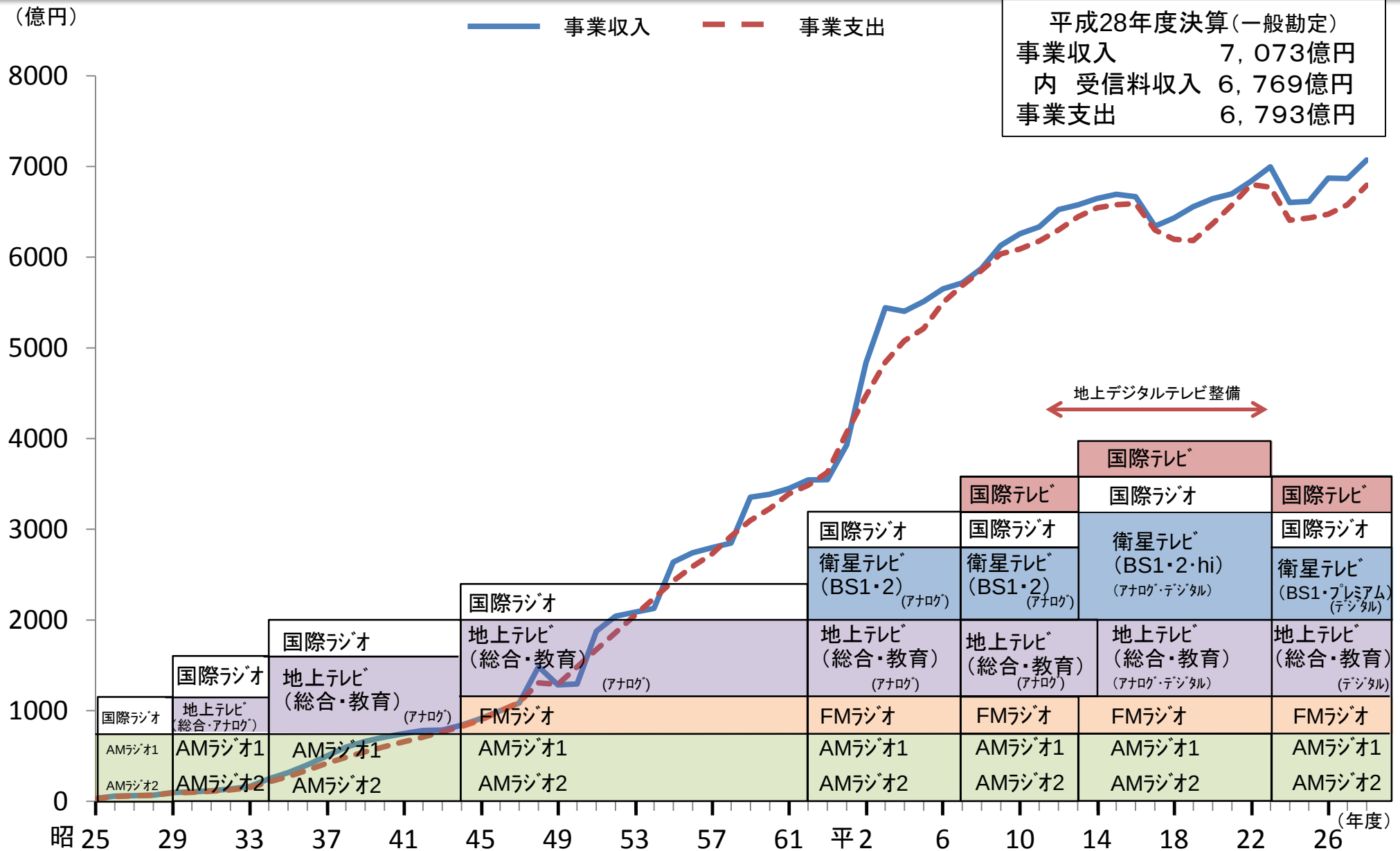
六、協会は、子会社の相次ぐ不祥事等を踏まえ、国民・視聴者の信頼回復に向け、情報を十分に開示し、説明を尽くすこと。あわせて、組織の在り方について統合・廃止も含めた抜本的な見直しを行い、グループとしてのガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に取り組み、子会社等からの適切な還元を図るとともに、重複業務の整理等を推進し、透明性の高い効率的なグループ経営を構築すること。

七～十六 (略)

右決議する。

(参考15) NHKの決算の状況(昭和25年度以降)

21



(注)消費税の会計処理について、平成24年度から税抜方式に変更。

(参考16)NHKの予算・決算(平成22年度以降)

22

NHK予算(一般勘定)

(億円)

区分	22年度予算	23年度予算	24年度予算	25年度予算	26年度予算	27年度予算	28年度予算	29年度予算	30年度予算
事業収入	6,786	6,926	6,489	6,479	6,629	6,831	7,016	7,118	7,168
内 受信料収入	6,550	6,680	6,269	6,221	6,428	6,608	6,758	6,892	6,995
事業支出	6,847	6,886	6,489	6,479	6,539	6,769	6,936	7,020	7,128
事業収支差金	△61	40	0	0	90	62	80	98	40

NHK決算(一般勘定)

(億円)

区分	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度決算	28年度決算
事業収入	6,839	6,997	6,603	6,615	6,871	6,868	7,073
内 受信料収入	6,598	6,725	6,387	6,345	6,493	6,625	6,769
事業支出	6,801	6,773	6,408	6,432	6,475	6,580	6,793
事業収支差金	37	223	195	182	396	288	280
剰余金	1,208	1,413	1,557	1,769	2,149	2,359	2,592

NHK連結決算

(億円)

区分	22年度連結決算	23年度連結決算	24年度連結決算	25年度連結決算	26年度連結決算	27年度連結決算	28年度連結決算
経常事業収入 (売上高)	7,376	7,492	7,357	7,362	7,463	7,547	7,685
経常事業支出	7,166	7,310	7,154	7,206	7,201	7,282	7,476
経常事業収支差金 (営業利益)	209	182	202	155	261	264	208
当期事業収支差金 (純利益)	38	223	224	227	433	318	274
連結剰余金	1,836	2,055	2,239	2,494	2,907	3,147	3,379

(注1)NHK予算、決算及び連結決算の消費税の会計処理について、平成24年度から税抜方式に変更。

(注2)NHK連結決算の連結の範囲

- ・連結子会社13社:(株)NHKエンタープライズ、(株)NHKエデュケーショナル、(株)NHKグローバルメディアサービス、(株)日本国際放送、(株)NHKプラネット、(株)NHKプロモーション、(株)NHKアート、(株)NHKメディアテクノロジー、(株)NHK出版、(株)NHKビジネスクリエイト、(株)NHKアイテック、(株)NHK文化センター、NHK営業サービス(株)
- ・持分法適用会社1社:(株)放送衛星システム

(参考17)受信料体系及び受信料額（月額）の推移

23

（単位：円）

年月	変 更 事 項	ラジオ	テレビ				
			カラー	普通	衛星カラー	衛星普通	特別契約
S.26.4		50					
28.2	テレビ放送の開始によりテレビとラジオの2本立て料金に ・ラジオ放送の受信契約 ・テレビ放送の受信契約	50		200			
29.4	(ラジオは3ヶ月で200円)	67		300			
34.4	ラジオ受信料の引き上げ	85					
37.4	契約甲と契約乙の受信料体系に組み替え ・契約甲：全ての放送の受信契約 ・契約乙：ラジオ放送のみの受信契約	契約乙 50		契約甲 330			
43.4	カラー契約と普通契約の体系に組み替え、ラジオ受信料 (契約乙)の廃止 ・カラー契約：カラーテレビジョン放送の受信契約(地上系) ・普通契約：白黒テレビジョン放送の受信契約(地上系)	廃止	465	315			
51.6	受信料の引き上げ		710	420			
55.5	受信料の引き上げ		880	520			
59.4	訪問集金、口座振替、継続振込による受信料支払い ・訪問集金：集金取扱者への支払い ・口座振替：預金口座等からの自動振替による支払い ・継続振込：金融機関等における継続払込みによる支払い		1,040	680			
H. 1.4	消費税導入		1,070	700			
1.8	衛星放送の導入により5類系の契約体系に ・カラー契約：地上系のカラーテレビ受信契約 ・普通契約：地上系の白黒テレビ受信契約 ・衛星カラー契約：衛星系及び地上系のカラーテレビ受信契約 ・衛星普通契約：衛星系及び地上系の白黒テレビ受信契約 ・特別契約：難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約				2,000	1,630	1,040
2.4	受信料の引き上げ		1,370	890	2,300	1,820	
9.4	消費税率引き上げ及び地方消費税導入		1,395	905	2,340	1,850	1,055
19.10	カラー契約と普通契約の統合により3類系に組み替え ・地上契約：地上系のテレビ受信契約 ・衛星契約：衛星系及び地上系のテレビ受信契約 ・特別契約：難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約		地上契約 1,395		衛星契約 2,340		
20.10	訪問集金の廃止により支払区分で異なる受信料額を一本化		1,345		2,290		1,005
24.10	受信料の引き下げ		1,225		2,170		955
26. 4	消費税率引き上げ(5%→8%)		1,260		2,230		985

(注)昭和59年以降は、口座・クレジット払の料金

期間 (経営委員会議決時)	名称	主な特徴
H2～6年度 (H2. 3)	NHK経営計画	・地域放送サービス、衛星放送の充実 ・短波国際放送の拡充 ・受信料の値上げ(受信料月額+300円)
H7～9年度 (H7. 1)	NHK中期経営方針	・障害者向けの字幕放送、手話番組、解説放送等の充実 ・北米・欧州での「映像国際放送」の実施、アジア・太平洋地域での「映像国際放送」を実現 ・デジタル技術等新技術の研究開発
H10～12年度 (H10. 1)	デジタル時代へのNHKビジョン	・すべてのメディアでのデジタル化 ・ハイビジョンの本放送化、デジタルによる新サービスの充実
H13～15年度 (H13. 1)	IT時代のNHKビジョン	・BSデジタル放送のサービス充実と普及の推進 ・地上放送のデジタル化に向けた準備 ・インターネットの多角的な活用
H16～18年度 (H15. 12)	NHKビジョン	・地上デジタル放送の放送エリアを段階的に拡大し、平成18年度までに、番組のほぼ100%をハイビジョン化。 ・海外への情報発信の強化 ・インターネットを利用した放送番組の多角的展開の推進
H18～20年度 (H18. 1)	NHK経営計画	・コーポレート・ガバナンス(企業統治)の改革 ・子会社等の統合及び経営改革 ・競争契約の推進 ・受信料の公平負担に向けた施策(「家族割引」の実施、白黒契約の廃止)
H21～23年度 (H20. 10)	NHK経営計画	・地デジ化に向けた受信環境整備 ・子会社の削減 ・受信料収入の10%の還元(平成24年度から受信料収入の10%の還元を実行)
H24～26年度 (H23. 10)	NHK経営計画	・NHKオンデマンドの利用者の拡大 ・国際放送の充実 ・スーパーハイビジョンの実用化に向けた研究開発 ・受信料の値下げ(受信料月額△120円)
H27～29年度 (H27. 1)	NHK経営計画	・全額免除の拡大 ・東日本大震災を受け、災害時に対応できる放送設備と体制の強化のための設備投資 ・国際発信力の強化
H30～32年度 (H30. 1)	NHK経営計画	・2018年12月に4K・8Kの本放送開始 ・受信料額の据え置き、受信料の免除対象の拡大 ・関連団体の事業統合や再編も含めた具体的な検討